

長野運動公園総合体育館整備外事業 公募型プロポーザル  
参加資格に関する質問及び回答

1	該当資料名及びページ	実施要領 4 ページ	
	【質問】		【回答】
	【Ⅱ-1-(1) について】 共同企業体は、代表者、設計者及び長野市内事業者3者の構成員5者により構成するものとする、と記載されていますが、長野市内事業者3者の条件を確保した上で、複数者追加して、5者以上での共同企業体を構成しても宜しいでしょうか。	共同企業体は、代表者、設計者及び長野市内事業者3者の構成員5者による構成としてください。	
2	該当資料名及びページ	実施要領 4 ページ	
	【質問】		【回答】
	【Ⅱ-1-(1)-ウ について】 工事に関する共同企業体の出資比率は、「長野市建設工事に係る共同企業体取扱い要綱」(資料-2)第12及び第13に定める出資比率を準用するものとする。と記載されていますが、事業者内で組む設計JVでの分担業務費の比率は、特に規定はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
3	該当資料名及びページ	実施要領 4、5 ページ	
	【質問】		【回答】
	【Ⅱ-1-(2) について】 代表者は建築工事と設計業務の兼務は認めていただけますでしょうか。	実施要領Ⅱ-(6)-イにて「同一の法人が、代表者と設計者を兼ねることはできないものとする」と定めているため、兼ねることはできません。 なお、要求水準書 資料16 長野運動公園総合体育館整備外事業設計業務委託 特記仕様書Ⅱ-2-(2)の記載とおり「建築(意匠)担当主任技術者以外は協力事務所でもよいこととする。」としています。	

4	該当資料名及びページ	実施要領 4 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<b>【Ⅱ-1-(2)-オ について】</b> 本事業の当該工事に専任で配置する監理技術者について、工事開始期日までに期間があるため、監理技術者の申請人数を「3名以内」から「5名以内」に変更することは可能でしょうか。		監理技術者の申請人数は、3名以内としてください。
5	該当資料名及びページ	実施要領 4、18 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<b>【Ⅱ-1-(2)-オ(ウ) について】</b> <b>【V-2-(2) について】</b> (2) 代表者に必要な要件 オ(ウ)に「工事の契約日において、他の工事に専任する技術者でないこと」とありますが、①工事の契約日とは、P18 2. 契約方法について「(2) 建設工事は事業者の中から設計業者を除いた共同企業体と随意契約を行うものとする。」とありますので、設計期限の令和7年3月以降の令和7年4月頃を建設工事の契約日と判断して宜しいでしょうか		設計期限は、令和7年3月末としていますが、要求水準書I-5のとおり可能な限り事業期間を短縮したうえで、全体スケジュールを提案することとしています。技術提案の工程計画により、それぞれ設定した工程を基に建設工事契約を行いますので、その時点で他の工事に専任する技術者ではないこととします。 なお、建設工事契約については、要求水準書I-5-オに「設計業務、工事監理業務、建設工事はそれぞれ契約を行うが、建設工事契約については仮契約から議会承認を経て本契約になることを配慮した工程計画とすること（議会は6月、9月、12月、3月に開会。仮契約から本契約まで約3カ月を要する）」と定めています。
6	該当資料名及びページ	実施要領 5 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<b>【Ⅱ-1-(3)-エ(ウ) について】</b> 設計者に必要な要件 エ(ウ)について他の工事に選任する技術者とはテクリスへの登録が想定されますが建築設計業務は該当しません。よって資格要件に非該当との解釈でよろしいでしょうか。		実施要領Ⅱ-1-(3)-エ(ウ)に記載のある「他の工事」を「他の設計」に、「(該当工事の竣工検査)」を「(該当設計の完了検査)」に読み替えてください。技術者の配置については、実施要領Ⅱ-1-(3)-エに記載のある要件を満たす技術者を配置してください。

7	該当資料名及びページ	実施要領 5 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<p>【Ⅱ-1-(3)-エ(エ) について】</p> <p>原則として、契約時に管理技術者を変更することはできない、と記載されていますが、「契約時」とは、8月下旬(予定)の基本協定締結時ではなく、10月頃(予定)の設計業務委託契約時と考えて宜しいでしょうか。</p>		お見込みのとおりです。
8	該当資料名及びページ	実施要領 5 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<p>【Ⅱ-(3)-イ について】</p> <p>【Ⅱ-(4)-イ(ア) について】</p> <p>一級建築士事務所の登録を行っていること。と記載されていますが、建設工事業を行う特定建設業の許可を有している事業者に所属する一級建築士事務所でも、一級建築士事務所登録を行っていれば、設計契約の立場に成り得ることに支障はないと考えて宜しいでしょうか。</p>		<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、実施要領 Ⅱ-1-(3)、(4)-イ、(5)の要件に該当し、実施要領 Ⅱ-1-(6)に定める制限事項に抵触しない場合は、参加資格があるものとします。</p>
9	該当資料名及びページ	実施要領 15、16 ページ	
	【質 問】		【回 答】
	<p>【Ⅳ-2-(3) について】</p> <p>採点×配点=得点(最高得点3,000点)を算出する。とございますが、こちらの最高得点は選定委員1人が最大3,000点を保有するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その場合「選定委員毎に合計点の高い順に参加者の順位を決定する。」とありますがⅣ.2.(1)に記載の10名の選定委員がそれぞれ最大3,000点を保有し、計30,000点になるという解釈でよろしいでしょうか。</p>		<p>選定委員1人の保有得点については、お見込みのとおりです。</p> <p>事業者の決定方法は、実施要領 Ⅳ-2-(3)-エのとおり、選定委員の得点をすべて足し上げる総得点方式ではなく、選定委員毎の順位に得点を配点し、一番得点の高かったものを最優秀者とする順位得点方式を採用しています。</p> <p>なお、順位得点の詳細は、プロポーザル終了まで非公開となります。</p>

	か。	
10	該当資料名及びページ	実施要領 18 ページ
	<b>【質 問】</b>	
	<b>【V-2-(1) について】</b> 「(1) 設計業務は、事業者と随意契約を行うものとする。」とありますが、これは設計者のみでなく、構成員全体なのでしょうか	
		<b>【回 答】</b>
		お見込みのとおりです。
11	該当資料名及びページ	実施要領 18 ページ
	<b>【質 問】</b>	
	<b>【V-4-(3) について】</b> 本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする、と記載されていますが、設計上、専門分野の設計事務所等を協力事務所を想定する場合、設計契約時に登録記載することで宜しいでしょうか。或いは、参加表明書・誓約書の提出時に事業者として記載しなければならないでしょうか。	
		<b>【回 答】</b>
		要求水準書 III-1-(2)に記載のとおり、業務体制は契約から設計業務着手時までに市に提出することとしています。
12	該当資料名及びページ	実施要領 23 ページ
	<b>【質 問】</b>	
	<b>【別表1 技術提案基準項目一覧及び配点】</b> 1. 業務実績及び実施方針(3)に「担当する技術者の業務実績」とありますが、技術者とは監理技術者及び管理技術者と読み替えて宜しいでしょうか	
		<b>【回 答】</b>
		お見込みのとおりです。

13	該当資料名及びページ	実施要領 様式-2 設計業務実績（会社実績）調書	
	【質 問】		【回 答】
	【(注2) について】 参加表明書設計業務実績（会社実績）調書（様式-2(注-2) 内容がわかる書類の写しは建物規模（延床面積）がわかる図面によろしいでしょうか。		実施要領 II-1-(3)-ウ及び様式-2 で記載される内容が確認できる図面であれば、そちらを添付してください。
14	該当資料名及びページ	実施要領 様式-2 設計業務実績（会社実績）調書	
	【質 問】		【回 答】
	【(注2) について】 (注2) の内容がわかる書類の写しとは契約時の仕様書または設計概要によろしいでしょうか。		実施要領 II-1-(3)-ウ及び様式-2 で記載される内容が確認できる書類等（図面の写しも可）を添付してください。
15	該当資料名及びページ	実施要領 様式-2 設計業務実績（会社実績）調書	
	【質 問】		【回 答】
	【契約金額 について】 ご指定の様式には契約金額の記載枠がございますが、発注者様との契約上で秘密保持義務の取り交わしがあるため契約金額が明記できません。また添付する請負契約書についても契約金額については墨消し対応とすることをお認めいただけないでしょうか。		発注者と契約上秘密保持義務の取り交わしがある場合は、契約金額について墨消しをしてください。
16	該当資料名及びページ	実施要領 様式-3 配置予定技術者調書	
	【質 問】		【回 答】
	【記載方法 について】 設計者の配置予定技術者について、管理技術者、意匠（建築）主任技術		お見込みのとおりです。

	者、構造主任技術者、機械設備主任技術者、電気設備主任技術者、積算主任技術者等の主任技術者を企業内で指名して記載し、提出する場合がございますが、今回は管理技術者を記載すればよろしいでしょうか。	
17	該当資料名及びページ	実施要領 様式-3 配置予定技術者調書
	<b>【質問】</b>	
	<b>【様式-3 配置予定技術者調書 について】</b> 参加表明書 配置予定技術者調書（様式-3）は各構成員毎とありますが設計企業（者）は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	
		実施要領 II-1-(3)-エの基準を満たす技術者の配置を定めているため、設計者の配置予定技術者調書（様式-3）の提出は必要となります。
18	該当資料名及びページ	要求水準書 21、22 ページ
	<b>【質問】</b>	
	<b>【事業者の追加登録について】</b> アクアウイング長寿命化工事の設計・工事管理について、改修内容が性能発注型の要求水準となっており、既存建物の瑕疵が今回の改修における設計または施工の瑕疵の帰責を定めることが困難と推量するため、改修部分を十分な調査を行ったうえで設計施工での対応がふさわしいと考えております。 これを本事業への参画体制としての前提とした場合、建設会社が貴市への設計登録（コンサルタント登録）を行っていなかった場合、提案前までにコンサルタントとしての追加登録を行うことは可能でしょうか。類似の DB や PFI 案件では追加登録が可能な案件もあり、ご質問させていただきました。 また仮に追加登録が不可だった場合には資格を有する設計企業から建設会社への基本設計及び実施設計の再委託については問題がないとの理解でよろしいでしょうか。	
		参加表明書等の提出時点において、共同企業体の構成員は必要な要件を満たしているもので、追加登録はできません。 また、実施要領 V-4-(3)に記載があるとおり、主たる部分の再委託は認めないものとしています。 要求水準書 資料 16 特記仕様書 3 ページに記載のあるとおり、「建築（意匠）担当主任技術者以外は協力事務所でもよいこととする」とし、協力事務所は共同企業体を構成する事業者も該当するものとしています。

	該当資料名及びページ	要求水準書 資料 16 長野運動公園総合体育館整備他事業設計業務委託 特記仕様書 3 ページ
	【質 問】	【回 答】
19	<p>【Ⅱ-2-(2) について】</p> <p>「建築（意匠）担当主任技術者以外は協力事務所でもよいこととする」とされています。</p> <p>協力事務所には、5 者による共同企業体を構成する建設会社の設計部門も該当するでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

なお、実施要領Ⅱ-3-(2) に記載するとおり、上記の回答は実施要領の追加又は修正とみなします。